

告 示

埼玉県告示第千九十二号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、伊奈町から伊奈町の区域内において行われる（仮称）上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和六年十月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 関係地域が所在する市町村

伊奈町、上尾市、桶川市、蓮田市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県中央環境管理事務所

埼玉県東部環境管理事務所

伊奈町環境対策課

上尾市環境政策課

桶川市環境対策推進課

蓮田市みどり環境課

ロ 期間

令和六年十月一日（火）から令和六年十一月一日（金）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）